

がん等の治療と仕事の両立で心配な 事はありませんか？

治療を受けながら働き続ける患者のみなさまを応援します

働きながら治療を続けたい場合、誰に相談したらいいの？

まずは、主治医や治療中の医療機関の相談窓口に対し、働きながら治療を続けることが可能かどうか、働くことが可能な場合、働く際にどのような事に注意したらよいのかについて相談してみましょう。

治療中に事業者（会社）とトラブルが発生した場合、どこに相談したらいいの？

治療中にお勤め先から解雇を通告されたり、退職勧奨を受けた場合、また、賃金、労働時間、休日、休暇、勤務地、職種、休職、就業規則等の労働条件について分からない事がある場合、さらに、それらの労働条件の変更を会社から申し入れられたり、会社に変更してもらいたい場合等、労働に関することについて、お勤め先に相談窓口がない場合や外部の機関に相談したいときは、以下で相談ができます。

1 埼玉労働局総合労働相談コーナー（無料・予約不要）

受付：平日9時～17時

所在地：さいたま市中央区新都心11-2ランドアクシスタワー16階

電話：048-600-6262

HP：www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/saitama.html

総合労働相談コーナーは、上記の埼玉労働局内にあるほか、県内各地に9か所にあります。お近くのコーナーの所在地や制度の詳細につきましては、以下で検索いただくか、埼玉労働局内の総合労働相談コーナーにお尋ねください。

埼玉労働局

総合労働

検索

2 埼玉県社会保険労務士会総合労働相談所（無料・予約制）

相談日：毎週水曜日10時～16時（要事前予約）

予約受付：平日9時～17時（電話、ファックスまたはメールにて）

所在地：さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7階

電話：048-826-4864

FAX：048-826-4866

E-mail：saitama@saitamakai.or.jp

HP：<http://www.saitamakai.or.jp/>



埼玉労働局・埼玉県地域両立支援推進チーム

（裏面へ）

治療と仕事の両立支援とは？

がんなどの反復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者、または障害のある労働者の、治療と仕事の両立を支援するために、事業者が一定の就業上の措置を行うことをいいます。

病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、政府は、平成29年3月に取りまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、治療と仕事の両立支援の普及と拡大に取り組んでいます。

両立支援って、会社は具体的に何をしたら良いの？

両立支援は、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が仕事を理由として治療機会を逃したり、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

会社は、労働者が治療をしながら就業の継続が可能であると判断した場合、業務によって病状が悪化することがないように就業上の措置(例：勤務時間の短縮・就労場所の変更等)を決定し、実施する必要があります。その際、具体的な措置や配慮の内容及びスケジュール等についてまとめた両立支援プランと呼ばれる計画を策定したうえで両立支援を実施することが望ましいとされています。



埼玉産業保健総合支援センターでは、県内の事業場を対象に会社又は労働者からの申し込みにより、両立支援促進員が事業場への個別訪問による支援を無料で実施しています。具体的には①導入を進めるための相談、②周知啓発のための管理者・労働者に対する教育、③事業場における体制づくり・規程や制度づくりへの助言、④がん患者(労働者)と事業場との個別調整、⑤医療従事者用の主治医作成の意見書の書き方等の説明を行うことができます。

埼玉産業保健総合支援センター（無料・予約制）

受付：平日8時30分～17時15分

所在地：さいたま市浦和区高砂2-2-3さいたま浦和ビルディング6階

電話：048-829-2661 HP：<http://www.saitamas.johas.go.jp>

両立支援促進員による助言支援等の実施に関する事項については、ご相談をいただいた際に調整します。また、内容や状況に応じて、上記の総合労働コーナーのご利用を併せてお勧めする場合があります。

両立支援について詳しく知りたい場合は？

厚生労働省のホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、参考としてご覧ください。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

※埼玉県地域両立支援推進チームとは

埼玉県内の実情に応じた両立支援を効果的に進めるため、使用者団体や労働者団体のほか、医療機関、県の関係部局等の様々な両立支援の関係者が参集し、チームを設置したもので、埼玉労働局労働基準部健康安全課が事務局となっています。